

大阪ガスによる「フロン定期点検契約」

「フロン定期点検契約」をご契約いただき、計画的な点検を受けられることをおすすめ致します

※大阪ガスフロン定期点検契約には、事前にお客さま設備の法定点検期限確認が必要な場合があります。

点検対象と内容

対象	内容	報告
室外機	●異音確認・目視による外観検査 (損傷・腐食・さび・油にじみ・熱交換器の霜付等)	点検報告書の提出
室内機・冷媒配管	●室外機からの間接法によるデータ確認 (冷媒温度、圧力等)	

点検時に発見された漏えいに関する修理費は、本サービスの対象外です
(大阪ガスのガスヒートポンプ保守契約にご加入の場合、ご加入ガスヒートポンプの保守契約範囲内の修理は、保守契約費に含まれます)
・簡易点検(3か月に1回以上必要)は、大阪ガス「フロン定期点検契約」には含まれません。お客さまご自身で実施してください

メニュー一覧

大阪ガスの「ガスヒートポンプ保守契約」にご加入の機器は、お安い価格でフロン定期点検契約が可能!

大阪ガス「ガスヒートポンプ保守契約」にご加入の機器向け

契約タイプ	保守契約のご締結	契約期間	フロン漏えい 定検頻度	金額(税抜)
自動更新型の保守契約の場合、TYPE Aがおすすめ				
TYPE A ※1,3	フロン定検付保守契約 保守契約と セットのご契約	1年契約 (自動更新)	1回以上/3年	4,500円/台・年 ^{※4}
TYPE B ※1,2	フロン定検付保守契約 保守契約と セットのご契約	1年契約 (自動更新なし)	1回/年	13,500円/台・年
TYPE C ※1,2	フロン定検 オプション契約 保守契約締結機器に対し、 別途フロン定検契約をご締結			

大阪ガス「ガスヒートポンプ保守契約」にご加入で無い機器向け

契約タイプ	保守契約のご締結	契約期間	フロン漏えい 定検頻度	金額(税抜)
TYPE E ※2	フロン定検契約	1年契約 (自動更新なし)	1回/年	18,000円/台・年

台数割引 ※契約ごと且つ設置先ごとの フロン定期点検契約台数に 対して適用	台数	2~4台	5~9台	10~49台	50台以上
	割引率	▲5%	▲7%	▲9%	▲12%

※1. 別途保守契約(契約費)が必要です(保守契約定期点検サイクルは、保守契約内容によります)
※2. 1年間の単年度型のご契約です(フロン定期点検が必要な時期にご契約ください)
3年に1回以上のフロン漏えい定期点検が必要ですので、計画的に定期点検を受けられることをおすすめ致します
※3. 3年以上ご契約いただける機器が対象です
※4. 冷蔵、冷凍用途の場合は1回/年の点検が必要ですので、契約TYPE Aの金額は、13,500円/台・年(税抜)となります

大阪ガスによる「ガスヒートポンプ保守契約」

ガスヒートポンプを
安心して使い続けて
いただくために
保守契約をおすすめします



※5. 保守契約費については、大阪ガスにご確認ください
※6. 設置年数、運転時間により有償となる場合がございます
フィルター洗浄、熱交換コイル洗浄、オーバーホール等は別途有償
※7. 電波状況や設置条件によっては取付できない場合がございます

業務用冷凍空調機器をお使いのお客さまへ



有資格者による点検が必要なガスヒートポンプの
**フロン漏えい定期点検は、
大阪ガスへお任せください**

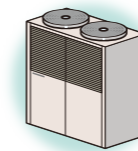
～フロン排出抑制法に関するお知らせ～

2015年4月から製造・使用段階でのフロン類の適切な管理が義務付けられた「フロン排出抑制法」が施行されています。(2020年4月一部改定)

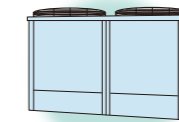
3年に1回の
フロン定期点検が必要!

フロン類が充填された業務用冷凍空調機器の
管理者(ユーザーさま)が対象です

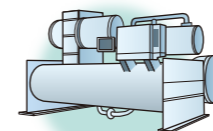
ガスヒートポンプの
フロン漏えい定期点検は
大阪ガスにお任せください!



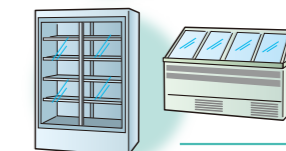
ガスヒートポンプエアコン
(ガスヒートポンプ)



電気ヒートポンプエアコン



大型冷凍機
(ターボ冷凍機等)



冷蔵・冷凍庫、
ショーケース

- 全ての業務用冷凍空調機器で3ヶ月に1回の簡易点検が必要
(お客さまで実施(資格不要))
- 一定容量以上の機器は、**3年に1回の有資格者による点検が必要**です!
※冷蔵、冷凍用途の場合は1年に1回

所有設備の法定点検期限をご確認の上、**お早目のフロン定期点検契約締結をお願い致します。**

※大阪ガス保守契約加入機器については、保守契約の更新時にフロン定期点検契約のご締結が必要です。
保守契約更新の3ヶ月前までにフロン定期点検契約のご締結をお願い致します。
※大阪ガスフロン定期点検契約には、事前にお客さま設備の法定点検期限確認が必要な場合があります。



大阪ガス
エネルギーコンタクトセンター

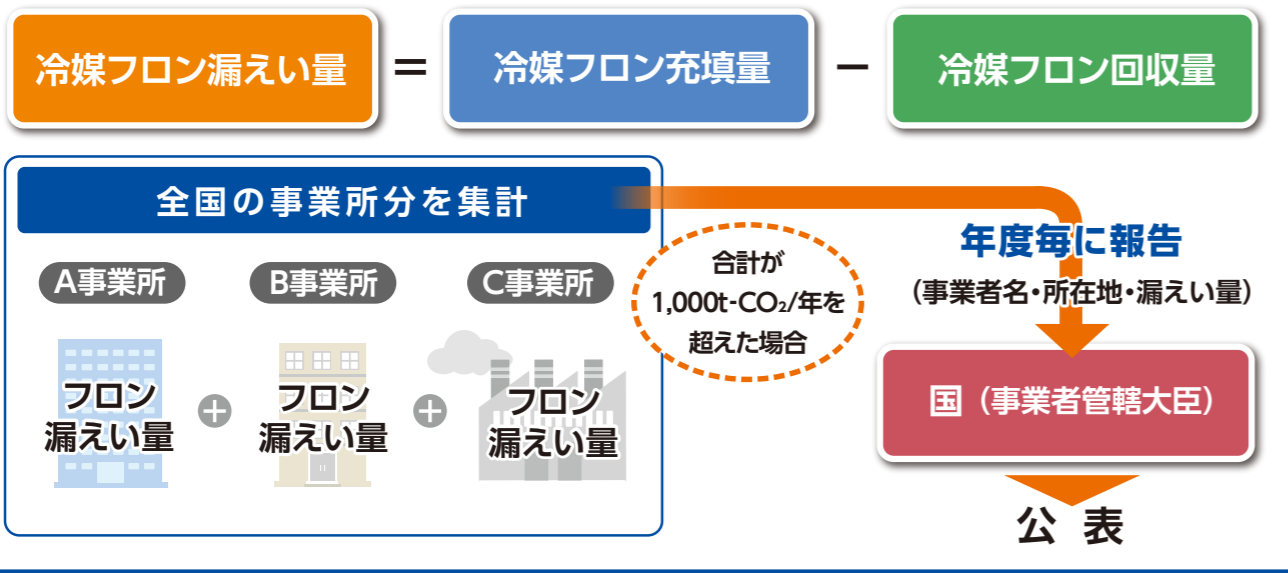
0120-221-487
受付時間：平日(月～金) 9:00～17:30

～フロン排出抑制法で定められたお客さまの義務～

業務用エアコン・冷蔵冷凍機の管理者(所有者など)にもフロン類の適切な管理に関して、以下の義務が課されます

- 設置** ● 機器の適切な設置
- 点検** ● 簡易点検… 全ての所有機器が対象 1回以上/3か月(資格不要)
● 定期点検… 一定規模以上の機器が対象 1回以上/1年もしくは3年(資格要)
- 修理** ● 漏えいした際の修理の実施
≫≫ 修理しない状態でのフロン充填の原則禁止
- 記録** ● 機器の点検、整備の記録を機器毎に保存
※ 機器ごとの記録を廃棄後3年間保管 **2020.4追加義務**
- 算定報告** ● フロン類の漏えい量の算定と国への報告
≫≫ 年間のフロン類漏えい量が一定量を超えた場合は国へ報告
- 機器廃棄** ● 機器に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引き渡し(引取証明書受領)
● 機器廃棄を依頼する廃棄物・リサイクル業者へのフロン引取証明書(写し)の提出
※ 廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。
● (解体工事の場合)元請業者からの事前説明書類の工事後3年間保管 **2020.4追加義務**

算定報告 フロンの充填・回収量を管理し、1年間のフロン類漏えい量合計*が1,000t-CO₂/年を超える事業者は、国(事業管轄大臣)への報告が義務化されます
※ 事業者毎に全国の事業所での漏えい量合計



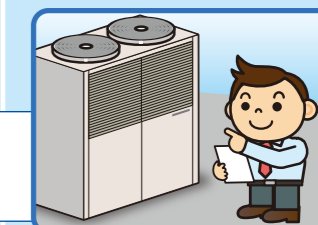
点検 定期的なフロン類の冷媒漏えい点検義務が課されます

簡易点検 お客さまご自身で実施していただく点検

対象機器	点検頻度	点検実施者
全ての業務用エアコン 全ての業務用冷蔵・冷凍機器	3か月に1回以上	お客さま(資格不要)

点検実施内容

- 異音、外観目視点検(損傷、腐食、さび、油にじみ、熱交換器の霜付等)
- 庫内温度(冷蔵、冷凍機器のみ)

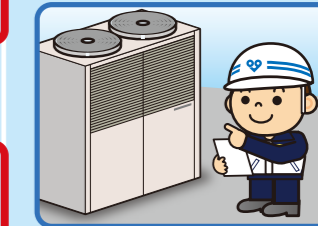


定期点検 **有資格者で実施する点検**

大阪ガスでメニューをご用意しました!

対象機器	圧縮機に用いられる原動機の定格出力※2	点検頻度	点検実施者
一定容量以上の業務用エアコン	7.5kW以上、50kW未満	3年に1回以上	有資格者※3
一定容量以上の業務用冷蔵・冷凍機器	50kW以上	1年に1回以上	有資格者※3
一定容量以上の業務用冷蔵・冷凍機器	7.5kW以上	1年に1回以上	有資格者※3

※1: 定期点検とは別途簡易点検の実施も必要です
※2: GHPの場合は、エンジン定格出力(空調能力ではありません)
※3: 冷媒漏えい定期点検に関する「十分な知見を有する者」(冷媒フロン類取扱技術者など)



記録 機器の点検や修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存する義務が課されます

- 点検記録 (簡易点検・定期点検)
 - 修理・整備記録
 - 冷媒フロン記録 (充填・回収等)
- 機器ごとの記録を廃棄後3年間保管 **2020.4追加義務**
 - 点検、整備者等が当該機器の点検等を行う際、管理者は必要に応じて開示
 - 機器を売却、譲渡する場合には点検、整備記録(写し)も譲渡

- <主な罰則>**
- 右記の様な場合には罰則が課されます
- みだりにフロン類を放出 …… 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - フロン類を回収しないまま機器を廃棄 …… 即座に50万円以下の罰金
 - 廃棄機器引渡し時の必要書類(フロン引取り証明書(写し)等)未提出 …… 即座に30万円以下の罰金
 - 都道府県知事又は主務大臣からの指導・助言、勧告、命令違反 …… 50万円以下の罰金 (「点検」、「漏えい処置」、「記録の保管」の実施違反等)
 - 漏えい量の未報告又は虚偽の報告 …… 10万円以下の過料